

第6期近江八幡市障がい者計画

第7期近江八幡市障がい福祉計画

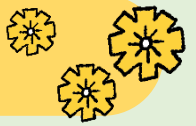
第3期近江八幡市障がい児福祉計画

概要版



令和6年3月

近江八幡市



計画策定の背景と趣旨

近江八幡市では、令和3年3月に「第5期近江八幡市障がい者計画・第6期近江八幡市障がい福祉計画・第2期近江八幡市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的・計画的な推進を図ってきました。

下記のような障がい者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえつつ、障害者基本法の目的である「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」を実現するために、新たな「第6期近江八幡市障がい者計画・第7期近江八幡市障がい福祉計画・第3期近江八幡市障がい児福祉計画」を策定します。

令和4年12月：障害者総合支援法の改正

令和3年5月：障害者差別解消法の改正

令和3年4月：地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正

令和3年4月：近江八幡市障がい者のコミュニケーションを促進する条例の施行

令和4年5月：障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行

令和4年12月：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正

計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活又は社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

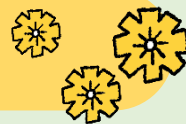
また、本計画では、障がい者の定義を、障害者基本法第2条においては、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とされていることから、同様の定義とします。

計画の期間

「第6期近江八幡市障がい者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、「第7期近江八幡市障がい福祉計画」及び「第3期近江八幡市障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

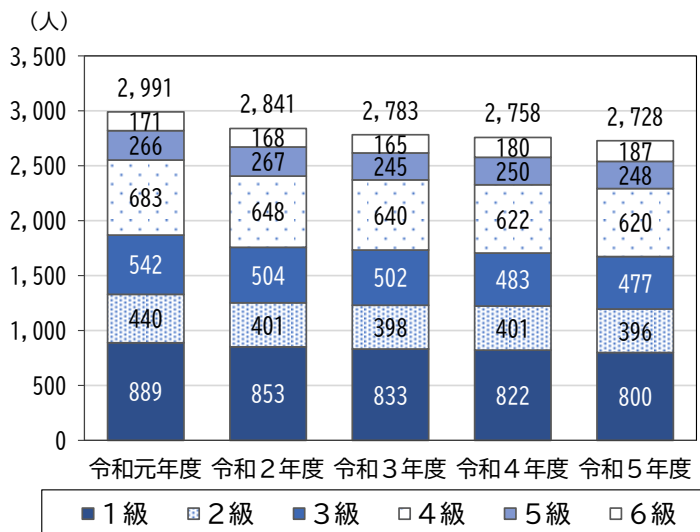
なお、「第6期近江八幡市障がい者計画」は、国の法制度の改正をはじめ、社会情勢やニーズの変化、計画の進捗状況等により、必要に応じ見直しを行うこととします。





■身体障害者手帳所持者

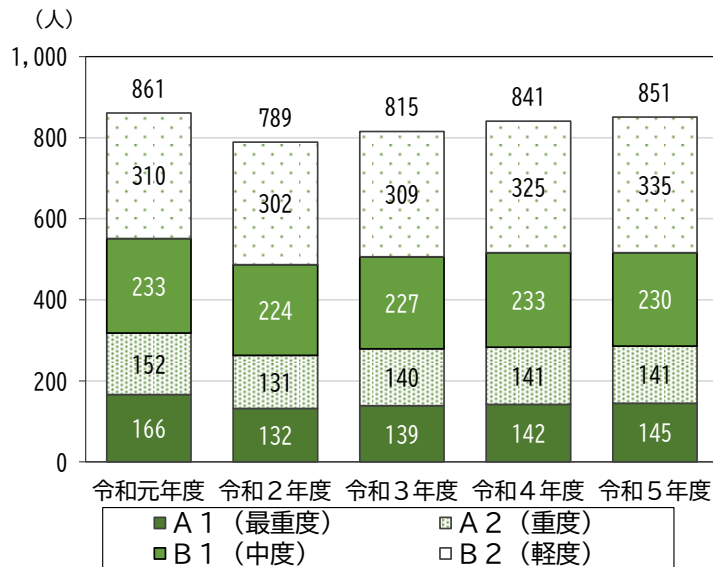
身体障害者手帳所持者数は令和元年度以降、減少傾向で推移しており、令和5年度（10月1日現在）で2,728人となっています。



(令和元年度から令和4年度は3月31日現在、令和5年度は10月1日現在)

■療育手帳所持者

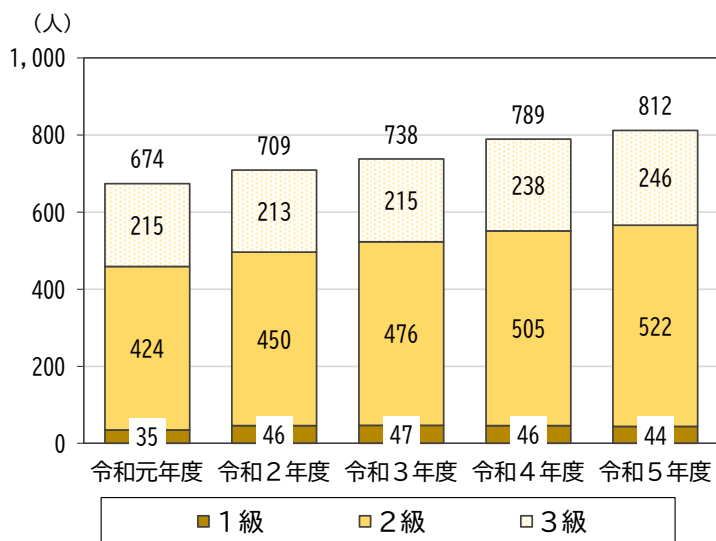
療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年度（10月1日現在）で851人となっています。



(令和元年度から令和4年度は3月31日現在、令和5年度は10月1日現在)

■精神障害者保健福祉手帳所持者

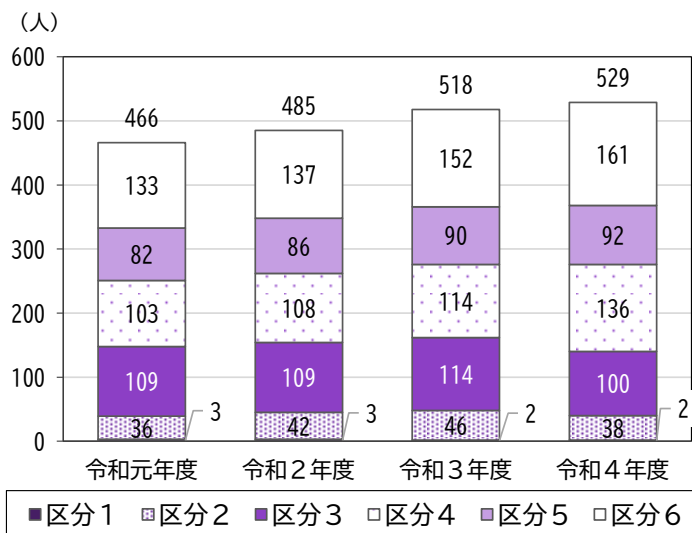
精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年度（10月1日現在）で812人となっています。



(令和元年度から令和4年度は3月31日現在、令和5年度は10月1日現在)

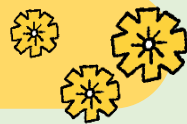
■障害支援区分認定者

障害支援区分認定者数は増加傾向で推移しており、令和4年度（3月31日現在）で529人となっています。



(各年度3月31日現在)

※障害支援区分は、区分6が最も障がいが高く、必要とする支援の度合いが高くなります。



計画の体系

本市において実現をめざす「社会のあり方」を次のとおりとします。

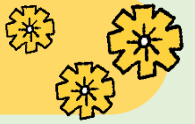
1. すべての市民がともに暮らす地域共生社会、地域包括ケアシステムの実現
2. 障がいのある人（子ども）が地域で安心して暮らせる社会の実現
3. 障がいのある人がその人らしい働き方ができる社会の実現

そこで、「第5期近江八幡市障がい者計画・第6期近江八幡市障がい福祉計画・第2期近江八幡市障がい児福祉計画」の基本理念を踏襲し、地域での助け合いと公的な支援を両輪とし、一人ひとりの権利が尊重され、誰もが生きがいを持って暮らし続けられる地域社会の構築をめざします。

基本理念

**地域の支え合いによって 誰もが自立して
いきいきと暮らし続けられるまち 近江八幡**

| 基本方針 | 施策 |
|--------------------------|----------------------------|
| 1 支え合いによる障がい者支援 | (1) 障がいや障がい者に対する理解の促進 |
| | (2) 福祉教育の充実 |
| | (3) ボランティア活動の推進 |
| 2 生活支援の充実 | (1) 訪問系サービスの充実 |
| | (2) 日中活動系サービスの充実 |
| | (3) 相談支援の充実 |
| | (4) 地域生活支援の充実 |
| | (5) 差別の解消、虐待防止や権利擁護の推進 |
| 3 保健・医療の充実 | (1) 障がいの要因となる疾病等の予防と早期発見 |
| | (2) 自立支援医療と難病対策の充実 |
| 4 療育・保育・教育環境の整備 | (1) 早期療育の推進と療育機能の充実 |
| | (2) 障がい児保育の充実 |
| | (3) インクルーシブ教育の推進 |
| | (4) 保育士・教諭・教員等への障がい理解の浸透 |
| 5 雇用・就労の促進 | (1) 障がい者雇用の啓発と雇用の場の拡大 |
| | (2) 就労定着支援と相談支援体制の充実 |
| | (3) 福祉的就労支援の充実 |
| 6 生活を支える情報提供・コミュニケーション支援 | (1) 情報提供体制の充実と情報バリアフリー化の推進 |
| | (2) コミュニケーション支援の充実 |
| 7 生活環境の整備 | (1) 地域移行や地域定着支援の推進 |
| | (2) 居住の場の整備の推進 |
| | (3) すべての人にやさしいまちづくりの推進 |
| | (4) 移動支援の充実 |
| 8 社会参加と自己実現のための活動機会の充実 | (1) 人材確保と社会参加しやすい環境整備の推進 |
| | (2) 文化芸術、スポーツ等の活動の普及と推進 |
| | (3) 当事者活動と交流活動の促進 |
| 9 災害時等における障がい者支援 | (1) 災害時における支援体制の強化 |
| | (2) 防犯対策の推進 |
| | (3) 感染症対策の推進 |



基本方針 1 支え合いによる障がい者支援

障がいへの理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障がいのある人を地域で支え合う市民意識の醸成に努めます。

また、様々な機会や状況において、障がいのある人への差別や偏見をなくし、障がい特性への配慮を行うことで、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

主な重点取組

- ★事業者に対する合理的配慮の提供義務化による普及・啓発の促進
- ★講演会の開催や障害者週間に合わせた啓発活動の推進
- ★保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校等における福祉体験活動の充実

基本方針 2 生活支援の充実

障がいのある人が必要なサービスを主体的に選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや、困りごと等を身近に相談できる支援体制の充実を図っていきます。

また、地域の中で自立した生活を送り、地域活動への積極的な参加や交流を図ることのできるまちづくりを進めます。

主な重点取組

- ★自己選択・自己決定のもと主体的な生活が送れるようなサービス提供体制の整備
- ★新規事業所の参入促進による日中活動の環境づくりや場の拡充
- ★家族の就労支援や一時的な休息のため、日中一時支援事業所の確保
- ★権利擁護や虐待防止策のための相談・啓発活動の実施

基本方針 3 保健・医療の充実

生涯を通じて必要な保健、医療サービスが受けられる体制づくりをめざすとともに、障がいのある人が自らの「健康」に関する不安感を軽減できるよう、継続した保健・医療の量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

主な重点取組

- ★障がいの原因となる疾病等の適切な予防や早期発見・治療の促進

基本方針 4 療育・保育・教育環境の整備

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育の考えを踏まえ、地域・園・学校における支援体制や施設環境の整備を推進します。

主な重点取組

- ★適切な環境の中で保育が受けられるよう、保育所・認定こども園・幼稚園等や専門機関と保護者との連携強化
- ★障がいの有無にかかわらずともに学べる環境を整備するため、「副次的な学籍制度」による交流及び共同学習の推進
- ★各専門職等にむけた発達支援への理解促進と、引き継ぎ時の連携や情報共有・活用の推進

基本方針 5 雇用・就労の促進

障がい特性や状態に応じて、企業就労へのステップアップをめざす福祉的就労を充実させるとともに、一般就労（企業就労）・就労継続に向けた支援をハローワーク等の関係機関とともに推進します。

主な重点取組

- ★障がいのある人の就労収入の向上を図るため官公需の優先発注の推進
- ★事業主や職場に対し、障がいへの理解を深めるための啓発活動の推進
- ★身近な地域における就労継続支援（A型、B型）事業所や社会的事業所等の福祉的就労の場の確保

基本方針 6 生活を支える情報提供・コミュニケーション支援

障がいのある人が地域で生活していく上では、様々な情報を得ることが重要です。必要な情報を入手しやすい環境を整備するため、障がい特性を踏まえた情報のバリアフリー化を推進します。

また、様々なコミュニケーションが地域での安心な暮らしにもつながることから、地域等におけるコミュニケーションの支援体制を充実します。

主な重点取組

- ★「障がいのある人に対する情報保障のためのてびき」等を活用したそれぞれの障がい特性に応じた合理的配慮の提供（※）に向けた啓発の推進

※合理的配慮の提供 とは

障がいのある人にとっての社会的障壁について、個々の場面で障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合に、出来る限り当事者の障がい特性や意向を踏まえ、その人に合ったバリアを取り除くための必要かつ合理的な対応をすることです。

基本方針 7 生活環境の整備

長期の施設入所や入院している障がいのある人の地域移行や重度障がいのある人でも地域での暮らしを選択できるよう、住まいの確保等の支援や一人暮らしをしている障がいのある人等の地域定着支援の推進を図り、緊急時等のサポート体制の整備に取り組みます。

また、快適な生活環境を整えるため、公共施設等のバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入、安心・安全に生活できるための移動や交通への対策を推進していきます。

主な重点取組

- ★住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験の同行支援等、地域移行に関する相談支援の実施
- ★強度行動障がいや重症心身障がい、医療的ケア等に対応できるグループホームの整備の促進
- ★障がい者マークについて正しい理解に向けての普及啓発や理解促進
- ★自立生活・社会参加促進のため、障がいの特性・程度に応じた移動支援の充実

基本方針 8 社会参加と自己実現のための活動機会の充実

社会参加促進のために必要な各種の福祉的人材の確保を推進し、誰もが社会参加しやすい体制と環境の整備に努めます。

また、障がいのある人が、円滑に文化芸術活動や余暇活動、スポーツ、レクリエーション活動を行えるよう一層の推進を図り、生きがいのある生活を送れるよう支援に努めます。

主な重点取組

- ★福祉人材の確保に向けた福祉の魅力を発信する取組の推進
- ★障がいのある人が安心して参加できるスポーツやレクリエーション等の教室開催や情報提供の充実

基本方針 9 災害時等における障がい者支援

災害発生時や緊急時に、視覚や聴覚に障がいのある人等へ情報が迅速かつ的確に伝わるとともに、車椅子使用者等で自力移動が困難な人や知的障がいのある人等で避難の判断等に迷われる人に対して、地域の関係機関等と連携して、安全で適切な避難誘導と救護体制を確立します。

また、障がいのある人を狙った犯罪を未然に防止するために、防犯意識の高揚を図るなど必要な対策を推進します。

さらに、感染症の発生時等における感染症拡大防止のため、各事業所へ迅速に情報提供を行うとともに、地域住民や関係機関との連携により、地域全体での支援体制の構築を図ります。

主な重点取組

- ★福祉専門職と連携し、地域の避難支援等関係者への周知及び避難行動要支援者に対する障がい特性や生活状況に応じた災害時の個別避難計画の作成の促進
- ★特別な配慮を必要とする障がいのある人等の避難行動要支援者の受け入れのための福祉避難所の環境整備と新たな福祉避難所の指定





「障がい福祉計画」の成果目標（抜粋）

■施設入所者の地域生活への移行

施設入所者数については、令和5年度の施設入所者数が64人であることを踏まえて、その5%の削減を目標とします。施設入所から地域生活へ移行する人数については、現在、地域移行検討中の人数を踏まえて1人削減とします。

また、県の独自目標である、令和8年度末の県外福祉施設の入所者数について、1人が県内入所施設へ移行することとします。

| | 令和4年度末 【基準値】 | 令和8年度末 【目標値】 |
|---|-----------------|-----------------|
| 施設入所者数 | 62人(A) | 61人(B) |
| 施設入所者の減数(A-B) | - | 1人 |
| 施設入所から地域生活へ移行する人数 ※(A)のうち令和8年度末までに地域生活に移行する人の数 | - | 1人 |
| 県外入所施設から県内入所施設への移行者数 | - | 1人 |

■地域生活支援の充実

地域生活支援拠点については、市障がい児者地域自立支援協議会内の「障がい福祉施設整備検討部会」において、令和8年度末までの指定に向けて検討協議を行います。それに伴い、運用状況の検証・検討は指定の翌年度以降（令和9年度以降）に行うこととします。

また、強度行動障がい有者に対する支援体制の整備については、市内における強度行動障がい者向けグループホームの整備計画に基づき、下記のとおり目標設定します。

| 項目 | 令和4年度末 【基準値】 | 令和6年度末 【目標値】 | 令和7年度末 【目標値】 | 令和8年度末 【目標値】 |
|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 地域生活支援拠点等の整備箇所数 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 1箇所 |
| 機能充実に向けてのコーディネーター等の配置【新規】 | - | 0人 | 0人 | 1人 |
| 強度行動障がい有者に対する支援体制の整備【新規】 | - | 1箇所 | 1箇所 | 2箇所 |

■福祉施設から一般就労への移行等

国及び県の目標に準じて、以下のとおり目標設定します。

| 項目 | 令和4年度末 【基準値】 | 令和8年度末 【目標値】 |
|-------------------------|-----------------|-----------------|
| 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者 | 6人 | 7人 |
| うち、就労移行支援事業を利用していた者 | 5人 | 6人 |
| うち、就労継続支援A型を利用していた者 | 1人 | 1人 |
| うち、就労継続支援B型を利用していた者 | 0人 | 0人 |

「障がい児福祉計画」の成果目標（抜粋）

■障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針に基づき、以下のとおり目標設定します。

| 項目 | 令和4年度末 【基準値】 | 令和8年度末 【目標値】 |
|--------------------------------|-------------------|-------------------|
| 児童発達支援センターの整備数 | 1箇所 | 1箇所 |
| 保育所等訪問支援を実施できる体制の構築 | 実施済 | 実施済 |
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備数 | 東近江圏域0箇所 | 東近江圏域1箇所 |
| 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備数 | 市内1箇所 東近江圏域1箇所 | 市内1箇所 東近江圏域1箇所 |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 東近江圏域0箇所 | 東近江圏域1箇所 |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数 | 0人 | 1人 |



障害福祉サービス等（抜粋）

■居宅介護

| | 単位 | 第6期計画期間(実績) | | | 第7期計画期間(見込) | | |
|------|------|-------------|-------|-----------------|-------------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (実績見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数 | 人/月 | 193 | 186 | 189 | 191 | 193 | 195 |
| 利用時間 | 時間/月 | 2,741 | 2,409 | 2,532 | 2,567 | 2,594 | 2,621 |

■生活介護

| | 単位 | 第6期計画期間(実績) | | | 第7期計画期間(見込) | | |
|-------|------|-------------|-------|-----------------|-------------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (実績見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数 | 人/月 | 196 | 202 | 205 | 210 | 215 | 219 |
| 延利用者数 | 人日/月 | 3,903 | 3,989 | 4,100 | 4,195 | 4,293 | 4,392 |

■就労継続支援B型

| | 単位 | 第6期計画期間(実績) | | | 第7期計画期間(見込) | | |
|-------|------|-------------|-------|-----------------|-------------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (実績見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数 | 人/月 | 193 | 196 | 196 | 198 | 200 | 201 |
| 延利用者数 | 人日/月 | 3,019 | 2,958 | 3,059 | 3,090 | 3,121 | 3,136 |

■共同生活援助(グループホーム)

| | 単位 | 第6期計画期間(実績) | | | 第7期計画期間(見込) | | |
|------|-----|-------------|-------|-----------------|-------------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (実績見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数 | 人/月 | 95 | 102 | 108 | 111 | 116 | 121 |

障害児通所支援等（抜粋）

■児童発達支援

| | 単位 | 第2期計画期間(実績) | | | 第3期計画期間(見込) | | |
|-------|------|-------------|-------|-----------------|-------------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (実績見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数 | 人/月 | 78 | 76 | 79 | 79 | 80 | 80 |
| 延利用者数 | 人日/月 | 284 | 291 | 294 | 300 | 305 | 310 |

■放課後等デイサービス

| | 単位 | 第2期計画期間(実績) | | | 第3期計画期間(見込) | | |
|-------|------|-------------|-------|-----------------|-------------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (実績見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数 | 人/月 | 207 | 236 | 270 | 290 | 310 | 364 |
| 延利用者数 | 人日/月 | 2,331 | 2,743 | 3,309 | 3,567 | 3,813 | 4,059 |

■保育所等訪問支援

| | 単位 | 第2期計画期間(実績) | | | 第3期計画期間(見込) | | |
|-------|------|-------------|-------|-----------------|-------------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (実績見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数 | 人/月 | 39 | 37 | 30 | 31 | 31 | 31 |
| 延利用者数 | 人日/月 | 41 | 38 | 30 | 31 | 31 | 31 |